

平成20年9月1日

工事請負契約における単品スライド条項の適用実施について（お知らせ）

羽曳野市

最近における鋼材類や燃料油の高騰状況に鑑み、本市発注の建設工事に関して、このたび、羽曳野市工事請負契約約款第25条第5項の規定「単品スライド条項」を下記のとおり適用することとしました。

「単品スライド条項」とは、「特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適當となったとき」に、請負代金額の変更を請求できる措置のことです。

1. 対象資材

「鋼材類」及び「燃料油」

2. 対象工事

適用日において継続中の工事及び適用日以降の新規契約の工事

3. 適用日

平成20年9月1日

4. 発注者の負担

対象資材の価格上昇に伴う増額部分のうち、対象請負代金額の1%を超える額

5. 運用に関する詳細について

個別案件の具体的な内容につきましては、各工事担当課にお問合せ下さい。